

国見町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月17日

国見町長 村 土 利 通

国見町条例第14号

国見町介護保険条例の一部を改正する条例

国見町介護保険条例(平成12年国見町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があること。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の国見町介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。